十年後（一八六〇年）烏蘇里河は右岸露領に編入された、宣統元年（一九〇九年）呢嗎鎭警察局が設置されたが名稱が不適當との理由で虎林鎭と改められ、其後吉林省の諸縣改設と共に虎林縣と改められ、康德元年十二月省制改革と共に本縣は濱江省に編入された。

尙住民の大半は山東省及關東州内の者で縣城内の商人の大半は露領イマンに居住した滿人が入虎したものである。

縣財政

（康德元年度豫算）

歲入　四六、七〇四圓（内、國庫補助額五、九八〇圓）

歲出

經常部　八二、一四二〃

差引歲入不足額　三六、〇三八〃

縣地方稅課稅標準並稅率

稅目	課稅標準及稅率	年稅、月稅、月稅別	納稅義務者
豆餅油捐	每百斤收一角九分二厘干酒百斤收三角〇八厘	年稅	地主
豆油捐	每百斤收一角九分二厘		
白酒捐	每百斤收一角九分二厘		
風船捐	每停泊一次收三角八分五厘		
輪船捐	每停泊一次一元五角四厘		
客捐	每一元收一分		
羊草捐	每元收一元五角四厘		
車牌捐	一套二元、二套三元、三四套四元、五套以上六元	車稅	車主
响豆捐	每响徵收八角八分五厘		
响豆捐	每百响大洋九分二厘		

二　文化

本縣は僻地に位するも教育の普及には他縣に比し何等遜色なくたゞ事變後李杜軍入虎し、以來匪賊横行して縣民極度に窮乏したる爲め閉校の止むなきに至り現在は縣城内に一校開校し生徒數六〇を算して居るが近き將來は開校四校に至る豫定である、但し中等學校は無い。

三　治安

本縣の治安狀況を對露、思想關係等に分割して述べれば、

イ　對露關係

蘇聯側は北京站、衣曼、烏蘇里に常備兵を駐屯せしめ陣地をつくり、北部烏蘇里各驛にも部隊を配置し相當嚴重に警戒して居る、之に對する滿洲國側には虎林縣内警察隊が配置されて居る以外には何等の手段が構ぜられず、冬期國境は至る處通過が容易であるから將來を考慮し國防的見地よりしても相當の施設を必要とすると謂れてゐる。

民國十八年十月露支紛爭の際は衣曼駐在露兵三百名が、直ちに入滿し虎林縣城を占領したこともある。當縣は又對露密貿易が盛んで虎林と衣曼、老房廠と烏蘇里、獨木河と北京站が兩國の重要密輸出入地である。滿人側は鹽、石油、砂糖、洋酒、マッチ等を蘇聯に求め、蘇聯側は大豆、小麥等穀物類を滿洲側より求めてゐる。之が取締りは相當困難視されて居る。

ロ　思想關係

本縣は蘇聯に近接し而も、他縣に比して所謂共產黨員は比較的少く、地理的にも活躍する範圍が狹い爲めか、現在は老房廠附近にのみ共產黨幹部が侵入し策動し居る模樣である。從來本縣の烟匪にして中國共產黨員一團が革工會と稱し、民國十六七年頃に相當活躍を見せてゐたが、一時沈滯の傾向を辿り最近は再び擡頭して他縣共產黨員、並に抗日反滿軍等と連絡し蘇聯の援助下に反滿運動を續行して居る。現在、警務局並警察署は警察隊を共同編成して之に當ててゐるが反軍の統制良く事

實上警傷充實とは言ひ難き狀態にあるが、最近は匪賊の移動及討伐に依り治安稍々良好である。尙自衛團は臨時的に編成、服務し警察隊は二二名、警察署員總數四二〇名である。

四　特殊事情

密輪問題

當縣の特殊事情は國境地帶に於ける密輪問題である。

縣下大同二年末の密輪商人數を示せば次の如くで、滿人密輪者總數八四、鮮人總數一〇六、合計一九〇名を算して居た。

警察區別	商人數 滿洲人 ゲ・ペ・ウと特別關係者	滿洲人 ゲ・ペ・ウの了解ある者	滿洲人 官憲と無關係者	朝鮮人 ゲ・ペ・ウと特別關係者	朝鮮人 ゲ・ペ・ウと了解濟の者	朝鮮人 官憲と無關係者
一區	五	三〇	二〇	三	三〇	七
二區		一二	不明	不明	一六	不明
三區		一三	四		三〇	二〇
五區			不明	不明		不明
計	五	五五	二四	三	七六	二七

密輪出入場所を繁疎順位に示せば

1　ガユリー間……イマンに於て取引（イマン）

2　グラフスキー間……イリンスカー間（イマンラソウ）に於て取引

3　ムースマルコ間……ウスリーに於て取引

4　イリンスカーベルキンニコリスキー間……（エフスキーラソウ）に　て取引

5　滝子（横嶺）地方……ウスリーに於て取引

6　ミハイリーフスカヤムース間……（ニフスキーラソウ）に於て取引

大別して以上六ケ所であるが、冬季結氷すれば小規模の密貿易は至る所で行はれ從つて場所は一定しない。又密輪出入者とゲ・ペ・ウとの關係は大體密輪商は特定ゲ・ペ・ウと各個人的了解の下に交通し、ゲ・ペ・ウと特別關係ある密輪商、單にゲ・ペ・ウの了解あるもの、全々無關係の者、以上三種に區別する事が出來る。

特別關係ある密輪商は蘇聯の密偵として八十ルーブル、乃至百ルーブルの手當を受け、單に了解のものは、交通の都度必ず蘇聯の爲めに日滿狀況の資料を提供し通商してるが、ゲ・ペ・ウの了解は蘇國內商人の紹介に依り、或は特定のゲ・ペ・ウに密輪として日滿兩國の資料を提供する旨を申告して、許可を受けるのである。無關係密輪者は滿領より蘇に渡り密輪品を一定の場所出入者に隱匿し置き、後對岸の特定知人に對し之を通知して委托賣買をし被委托者に對しては普通利益の二割を提供するのが常套手段であると云ふ。

主要密輪出品價格增減

密輪出品	密輪に依る價格の增減
阿片	約七倍乃至八倍增
豆油	約十倍の收益あり
ゴム靴類	不明なるも彼地には製品渺き模樣
虎	大豆、小麥を首位とし大體價格の三倍の增加となる模樣

密輸入品	備考
ソ國貨幣	密輸入後商人より大商人―哈爾濱―兩營主として農民に依り消費さる
毛織物洋服	〃
ミシン毛類	〃
石油	當地方一般にて消費す
鹽	〃
マッチ	〃

蘇聯は一般に密輸商に對しては寛大な處置をとりゲ・ペ・ウと無關係者と雖も發見の際は單に物資を沒收し取調の爲め拘禁するのみである。

滿洲國側は嚴重なる取締をなし、拔打的に江防艦隊を通過せしめ監視にあたつて居るが取締の完璧を期する程度には未だ至つてゐない。

第三章　交　通

一　道　路

イ　幹　線

1　黃崗―饒河（縣內全長約三〇〇支里）

寗山縣黃崗より倒木溝、虎林を經て饒河に至る道路にして烏蘇里河に併行して走る。縣內沿道主要地は黃崗、老房廠、倒木溝、老溝、泡子河、虎林、小木克河、大木克河である。

2　虎林―密山（縣內全長約二一〇支里）

此の道路は穆稜河に沿ひて稜河に至る道路にして、虎林、罕達窩集間には楊木橋經由のものと索倫營經由のものとある而して索倫營經由のものは虎林密山間の主要道路である。

ロ　虎林より蘇聯への道路。

1　牟拉窩集―プロハスコ

牟拉窩集より穆稜河を橫斷し約三〇支里にして索倫營に至り、更に約六〇支里にして蘇領に入る。

2　安樂鎭―スヤギノ

安樂鎭より直に穆稜河を渡り、約九〇支里にして倒木溝に至り、更に約一六支里にして蘇領スヤギノに至る。

虎林より各地に至る距離

部落名	距離	所在地
天圖	二五粁	蘇聯タニヤージュスキー村迄一三キロ上部
小木克	三七	
野心河	四七	ブリボスイン灣沿岸タルタシエーフエキ村對岸
西北講	六四	蘇聯チエルノーチエンスキー村對岸
葦子溝	一〇七	
房子	一一九	
別拉坑	一二〇	蘇聯ザルービン村對岸
撓河	一三九	
又老河	一四五	蘇聯ワシーリエヴスキー村對岸
西排	一五九	
撓力河	二〇四	
東安鎭	一〇六	
西平山	二一三	
瓦岱窰	二三一	蘇聯ケトローワヤ對岸
窩集河	三五四	
國鎭	二四九	蘇聯ワニユーエーヲ對岸
富錦	三〇四	蘇聯トウリ、スヴヤチーチエリヤ村對岸
清濤		
魚廠		

饒河	二一〇支里	
密山	三六〇支里	

二 鐵道

林密線完成後密山より更に虎林に至る延長線の敷設を豫想されてゐる。

三 自動車

虎林は交通の要衝に當り冬期は饒河、密山、穆稜炭坑と自動車を通じ又馬車往來す、北の外南方倒木溝を經て興凱湖に通ずる道路あるも濕地にして冬期を除く外は通行困難である。

但し鐵路總局に於ては虎林、穆稜間三九一粁の路線を豫定してゐるこの外に現存營業中のものとしては虎林―密山―梨樹鎭間三八七粁運行する裕華長途汽車あり、旅客車五輛貨物車三輛を有し、旅客運賃粁當五分、貨物は百公斤粁當四分。

四 車馬

本縣に於ける陸上交通に自動車の出現ありと雖も未だ主要機關たるの域に達せず、依然車馬を主たる交通機關としてゐる。車馬交通の主要なる道路は穆稜河に沿ふ虎林―密山間及虎林―饒河間である

昭和十年二月に於ける縣內車數

荷馬車	六三四
木頭車	三五一
牛車	四二八
計	一、四一三

五 水運

イ スンガチヤ河

興凱湖より源を發し、密山縣內を東方に流れ後、北流して烏蘇里河に合流する全長一九五粁の河川である。

烏江に比して水深く且つ吃水六呎の大船通行して一度も支障を起さなかつたと云ふ、但し本河の著しき缺點は河幅狹隘にして二五米乃至五〇米なる事及屈曲險しく一三〇度以上のカーブを有する箇所あることである更に。スンガチヤ河口に約一粁に亘る淺瀨あり最少水深は一呎半なりと稱せらる、本河には舟運あり、虎林、當壁鎭(密山縣)を航行し、若し戎克によれば上航十五乃至二十日、下航五乃至六日を要する。

虎林より各地に至る運賃

地名	各口岸距離(粁)	客票 一等	客票 三等	貨物 一級	貨物 二級	貨物 三級	貨物 四級	行李
穆稜河口	二六・八	一・三〇元	〇・六五元	〇・一二元	〇・一〇元	〇・〇六元	〇・〇五元	〇・一二元
倒木溝	七一・〇	二・〇〇	一・〇〇	〇・二〇	〇・一五	〇・一〇	〇・〇八	〇・二一
胡系子河	九〇・八	三・〇〇	一・五〇	〇・三〇	〇・二〇	〇・一五	〇・一〇	〇・三二
四道達子	一〇六・六	三・四〇	一・七〇	〇・三四	〇・二六	〇・一八	〇・一四	〇・五〇
黃崗	一八六・八	五・〇〇	二・五〇	〇・五〇	〇・四五	〇・三〇	〇・二五	〇・七〇
高麗屯	二二四・六	五・四〇	二・七〇	〇・六〇	〇・五〇	〇・三五	〇・三〇	〇・八〇
龍王廟	二八五・九	六・〇〇	三・〇〇	〇・七〇	〇・六〇	〇・四〇	〇・三五	〇・九〇

虎林當壁鎭間距離表は次の如し。

クラスノヤルスク	二一・七粁
穆稜河口	二六・八粁
イリンスキー	二七・八粁

通化鎭（北街基）	五八・七粁
ボリショイニコリスキイ	五二・四〃
タリシエフカ	六九・三〃
同江鎭（西街基）	七一・〇〃
ブツセ（メハイロフ）	七二・五〃
合流點	九〇・八〃
マルコフスキー	一〇五・八〃
四道逢子	一〇六・六〃
兵營（7）	一三〇・七〃
滸子（兵營6）	一五二・六〃
小壘子	一八六・八〃
兵營（4）	二〇七・二〃
高麗、蘇聯側より來る河と合流點）	二二四・六〃
工場（兵營4）	二三五・二〃
兵營（3）	二四四・二〃
〃（2）	二六一・三〃
龍王廟（兵營1）	二八五・九〃
當壁鎭（ツリローグ）	三五〇・三〃

スンガチヤ河の水運的價値を見るに、本河は前述せし河幅、水深、屈曲の程度よりして最大船長一〇〇呎の航行可能で且

つ安全に操作する爲めには六〇呎乃至七〇呎を最適當とする。

□ 穆稜河

穆稜河は其の源を穆稜縣南境老爺嶺山脈に發し密山虎林兩縣平地を從貫し、迂餘曲折して東北流し烏江に注ぐ、河幅廣く二〇乃至一二〇米にして河口より密山に入る全長三三五粁にして、兩岸低く水深約三呎となり流速平均一時間一・五粁最大四粁なるを以て小型汽船の航行に支障なきも屈曲甚しき爲戎克の如きは多大の時日と勞力を要す。尙減水時には水量減し、戎克の航行困難を感すと謂ふ、大同二年七月砲艇恩民（吃水二呎）の通航せし折は上流は增水狀態に在り密山附近水深六呎ありしも下流地方は減水狀態にして黑咀子附近水深二呎なりし爲め辛うじて通過せりと。

兩岸流域の大部は濕地帶にして舟運發達せず、僅かに夏季滿水時密山、虎林間に於て旅客貨物運搬の爲の一部の輪送に利用するに過ぎない。

穆稜河に於て開江中就航狀態せるもの左の如し

場所	船種	積載量	數量
密山	艀	一〇—一五瓲	六
三棱通	渡舟	一五—二〇瓲	三
半截河	渡舟	一五石	一
梨樹鎭	漕舟	六人	一
		一〇人	

密山虎林間の下航六日乃至至八日、上航は十四日乃至二十日なり。

虎林密山間距離

地名	穆稜河口	魚柵	富家滸子	新富家滸子	大石山	索倫營	九桃	半拉富集	安樂鎭	清和鎭
距離	一四・五粁	一五・九	三五・八	四〇・八	五五・八	七八・四	九九・〇	一〇二・五	一三〇・〇	一四四・二

地名	清州工	世豐湧燒鍋	廷洪斌	急流	小山	凉水泉子	老等富	八塔子	六人班	楊樹河子
距離	一一八・一粁	一五二・〇	一五七・八	一八二・五	一六八・三	一八五・〇	一八一・六	二二八・四	二三三・九	二八〇・五
地名	下流營	密山								
距離	二九八・二粁	三五〇・〇								

以上の内世豐湧燒鍋涼、涼泉子、老壽富には淺瀨あり。

ハ　烏蘇里江

烏蘇里江主流の幅員は一五〇米乃至二〇〇米にして上流に於ても流速平均一時間三粁なる爲め航路としての利用價値大である。

哈爾濱及富錦と虎林間の航行左の如し

1　哈爾濱—虎林

五日毎に一回哈爾濱を出發し「三省」「滬江」「華泰」「鴻麟」「金泰」の五隻就航。

2　富錦—虎林

九日毎に一回富錦を出發するものにして「三江」「銅山」就航。

3　虎林—密山

約一週間に一回虎林を發し密山に至るものにして「同泰」就航。

4　虎林—黃崗

約一週に一回虎林を發し黃崗に向ふものにして「冀南」就航。

哈爾濱虎林間諸航路の寄航地間距離、所要時間及運賃次の如し

三等運賃(圓)

哈爾濱	三・一〇	四・一〇	五・七〇	九・八五	一〇・〇三	一〇・〇八
三姓		一・六〇	二・五五	六・九〇	七・三五	七・八五
佳木斯			一・七〇	五・八五	六・三〇	六・八〇
富錦				四・三〇	四・八〇	五・三〇
東安鎮					〇・九五	一・四五
團山鎮						一・四五
虎林						

備考

一等運賃は三等運賃の三倍

二等運賃は三等運賃の二倍

特別三等運賃は三等運賃の一倍半

四等運賃(圓)

哈爾濱	二・二五	二・九五	四・一〇	七・〇五	七・四五	七・八五
三姓		一・二〇	一・八五	四・九〇	五・三〇	五・七〇
佳木斯			一・二〇	四・一五	四・五五	四・九五
富錦				三・〇五	三・四五	三・八五
東安鎮					〇・七〇	一・一〇
團山鎮						一・一〇
虎林						

虎林碼頭は嶮崖の麓に在りて長一〇〇米、汽船二隻繫留し得べきも幅は僅かに六—一〇米にして狹隘を感ずると。

虎林積出及陸揚貨物數量（康德元年度單位瓲）

項別＼品別	雜穀	麥粉	石油	其他	合計
積出	二	一	一	二七	三一
陸揚		二六二	四	四二四	六九〇

虎林縣

六　空　運

虎林、哈爾濱間に軍用(旅客便乘を許す)定期航空便ありて毎週金、土出發し二日にて一往復す。

虎林、饒河間距離一〇〇粁、所要時間五〇分、一六圓、哈爾濱よりの距離七二五粁にして所要時間四時間五分。

第四章　農　畜

一　農　産

縣面積並土地利用狀況

總面積	可耕地 既耕地	可耕地 未耕地	可耕地 計	不可耕地	總面積ニ對スル比率 可耕地	總面積ニ對スル比率 不可耕地	總面積ニ對スル比率 既耕地	總面積ニ對スル比率 可耕地ニ對スル比率 既耕地	總面積ニ對スル比率 可耕地ニ對スル比率 未耕地
九、七五五平方粁	一三二平方粁	三、三九七平方粁	三、五二九	六、一二六平方粁	三六・二%	六三・八%	・一四%	三四・八%	三・七%	九六・三%

(大同二年現在)

普通作物

種目	作付面積	收穫高	備考
大豆	四、七五〇陌	四、〇二〇瓲	
其他豆類	一〇〇	六〇	
高粱	七六〇	六九〇	
玉蜀黍	二、七五〇	二、二四〇	
小麥	二、七〇〇	三、三五〇	
水稻	五七〇	三八〇	
陸稻	一二〇	二〇〇	
	二〇	三〇	

(康德元年度)

其他雜穀	計
二、〇二〇	一、七二〇
一三、八〇〇	二、六九〇

(大同二年現在)

特用作物

種目	作付面積	收穫高	備考
阿片	九一五陌	一〇瓲	
煙草	八八	二〇	
線麻	三五	一四	
寄麻	五二	二六	
芝麻	一五	五	
蘇子	一八	一五	
計	一、一二三	九〇	

(大同二年現在)

二　畜　産(實業部調査)

種量	數量	平均單價	記事
牛	一、二四五頭		
馬	四、三五五		
騾	一四六		
驢	四		
羊	四一		
豚	五、〇四〇		
計	一〇、八三一		
鷄	一一、九六三羽		

(大同二年現在)

三　林　産（實業部調査）

森林面積	蓄積量（立方米）		
平方粁	針葉樹	濶葉樹	計
九五八	一	八、一四三、〇〇〇	八、一四三、〇〇〇

（康德元年現在）

第五章　都　市

虎　林

イ　概況―烏蘇里江西岸にあり、ソ聯のイマン（人口五萬と稱す）に對する國境の街で、康德元年現在戸數五九六戸、人口二、六六八人、市街はロシヤの影響を受けてその大部分がロシヤ式建築であり、江の中間には航路標識あり、航行としては現在ハルビンより一週一回汽船來航、市内には縣公署をはじめ地方の官衙あり、住民の四分の一は朝鮮人である、附近には大豆、高粱、蜂蜜、小麥を産し、密輸亦盛んである。

ロ　公私機關

縣公署、郵政局、稅捐局、滿洲軍、農、商務會、小學校、航業聯合局事務所、

ハ　商　業

當地に烏蘇里江地方中饒河に亞ぐ都邑にして住民の大部分は農業に從事し商業の見るべきものはない。農産物中大豆の大部分は蘇聯側に密輸出され平年に於て二〇〇車（舊北鐵車）に上ると謂ふ、蘇聯側よりは鹽、マッチ、石油硝子製品、毛皮等を密輸入し、其他食料品諸雜貨は密山方面より、夏期は水運により哈爾濱方面より輸入されてゐる。

ニ　工　業

油房、燒鍋等二、三ありと雖も内容貧弱にして記するに足らない。

資　料

題名（筆者）	書名	發行年月	記載頁
虎林縣概況	ソ聯事情五ノ三	昭九、三	一三八頁
虎林	同前	同	一三七頁
虎林事情	業務資料八	昭九、八	七二頁
虎林縣事情（遼東新報社）	滿洲の富源吉林省	大正六、六	七〇九頁
北滿沿烏蘇里地方事情（民政部）	同表題	大同二、	一―三六頁
虎林縣況革彤容（魏慶龢）	增訂吉林地理紀要	民二〇、八	三八頁
虎林縣主要都市狀況（山田久太郎）	滿蒙都邑全誌	大正一五、一〇下	二二七頁
虎林への道（峰岡貞雄）	協和一四一	昭一〇、三	六頁
虎林煙匪地區狀況	專賣月刊八	康元、九	六二頁
虎林を衞く（和田生）	月刊滿洲	昭九、一〇	一二二頁
虎林縣資源	吉林省公署調査月刊	康元、九	二四頁
虎林密山方面に使ひして（山口彰）	業務資料五	昭九、五	三九頁
虎林縣行政工作經過	吉林省公署月刊	康元、六	五九頁
虎林縣の林業事情（滿鐵調査課）	吉林省東北部林業	大正九、六	六七頁

東北部國境地方

題名（筆者）	書名	發行年月	記載頁
吉林東北部滿ソ國境地方事情（古澤敏一郎）	ソ聯事情五ノ二	昭九、二	九一頁
吉林省密山縣虎林縣烏蘇里地方林業調査狀況（奥利夫）	ソ聯事情五ノ三	昭九、三	二一頁
露滿東部國境地方を巡る（吉田孤岳）	旅順農會報一三四	昭一〇、三	七頁
北滿沿烏蘇里地方（民政部）	朝鮮鐵道協會誌	昭九、六、一	一一頁
吉林省東北部通信工作概況（筧淵）	同表題	大同二	一―三六頁
吉林省東北部林業（滿鐵調査課）	業務資料	昭九、五	二三頁
	同表題	大正九、六	一―一六一頁

昭和十年五月二十日印刷
昭和十年五月二十五日發行

編輯兼發行人　奉天富士町鐵路總局　佐藤晴雄

印刷人　奉天萩町三十一番地　小山慶治

印刷所　奉天萩町三十一番地　滿洲共同印刷株式會社

發行所　奉天富士町　鐵路總局

CL
No. 12124

CL
NO. 12129